

四日市市告示第152号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(令和3年四日市市条例第28号。以下「条例」という。)及び四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和3年四日市市規則第61号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(学校給食提供の申込み等)

第3条 規則第3条第1項に定める学校給食申込書の様式は、第1号様式とする。

2 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる場合その他学校給食の提供を受ける状況に変更が生じた場合は、速やかに学校給食変更届(第2号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市外校への転学等により児童若しくは生徒又は教職員等が学校給食を受けなくなる場合
- (2) 長期欠席等により児童若しくは生徒又は教職員等が学校給食を一時的に受けなくなる場合
- (3) 児童若しくは生徒又は教職員等が年度の途中で別の本市が設置する学校へ転学又は異動となった場合
- (4) 食物アレルギー等で食材に関する特別の配慮が必要となった場合

(学校給食費負担額)

第4条 規則第4条第2項の市長が別に定める額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の納入通知)

第5条 市長は、学校給食費負担額及び年間納付額を決定したときは、学校給食費負担者に対し、学校給食費納付額決定通知書(第3号様式)により学校給食費の納入

の通知をするものとする。

2 市長は、学校給食費負担額及び年間納付額を変更したときは、学校給食費負担者に対し、学校給食費納付額変更通知書（第4号様式）により変更後の学校給食費の納入の通知をするものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

食材に関する特別の配慮 又は特別の事情により提 供を受ける学校給食		学校給食費負担額	
		小学校の第1学 年から第3学年 までの児童	小学校の第4学 年から第6学年 までの児童
主食と副食		201円	213円
主食がパン である学校 給食の場合	主食と牛乳	110円	116円
	主食	55円	61円
	副食と牛乳	201円	207円
	副食	146円	152円
主食が米飯 である学校 給食の場合	主食と牛乳	113円	121円
	主食	58円	66円
	副食と牛乳	198円	202円
	副食	143円	147円
牛乳		55円	55円

学校給食申込書（児童生徒用）

四日市市長

年 月 日

私は、下記の児童生徒が四日市市立の小中学校に在学する期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申込者 (保護者)	フリガナ		児童生徒 からみた 続柄	
	名 前			
	住 所	〒 - *住民票の住所をご記入ください。		
	文書の送付先	<input type="checkbox"/> 上記の住所 <input type="checkbox"/> その他 〒 - *いずれかにチェックしてください。住民票の住所以外の場所への送付を希望する場合は、「その他」にチェックのうえ、送付先をご記入ください。		
	連絡先	電 話 番 号		
		メー ル ア ド レ ス		
提供を受ける 児童生徒	フリガナ		生年月日	年 月 日
	名 前			
	学 校 名	学 校	<input type="checkbox"/> 新 1 年 生 <input type="checkbox"/> 年 組 番	

- ・この申込書は、児童生徒1人につき1枚提出してください。
- ・この申込書は、提出日から児童生徒が四日市市立の小中学校及び中学校に在学する期間中、有効です。
- ・食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。
- ・学校給食費に関する文書（給食費決定通知書・納付書・督促状等）をお送りする際は、原則として児童生徒と同一世帯の保護者の住民票の住所に送付します。
*住民票の住所以外の場所への送付を希望する場合は、必ず上記「文書の送付先」欄をご記入ください。

この申込書をもって、四日市市及び四日市市教育委員会が有する個人情報（就学援助等）を学校給食事業の範囲内において、四日市市学校給食担当課に提供することに同意します。また、学校給食費に滞納が生じた場合、当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査し、関係する組織間で共有することを了承します。

学校給食申込書（教職員用）

四日市市長

年 月 日

私は、四日市市立学校に在勤する期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申込者	フリガナ			
	名前			
	職名		職員番号	
	住所			
	連絡先	電話番号		
		メールアドレス		
	複数校勤務の有無	あり ・ なし	主たる勤務校名 *出勤証明書 枝番1の学校	
週の喫食数3回以上 ・ 週の喫食数2回以下				

- ・この申込書をもって、四日市市及び四日市市教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の範囲内において、四日市市学校給食担当課に提供することに同意します。また、学校給食費に滞納が生じた場合、四日市市学校給食担当課が当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査し、関係する組織間で共有することを了承します。
- ・この申込書は、申込者が四日市市立の小学校及び中学校に在勤する期間中は、勤務校が変更となった場合でも有効となります。
- ・週の喫食数3回以上の職員の徴収月額、児童（高学年）・生徒と同じです。

食物アレルギー等による学校給食変更届

四日市市長

年 月 日

〒

住所 _____

フリガナ _____

保護者 名前 _____

電話番号 _____

次のとおり食物アレルギー等による学校給食の変更を届け出ます。

学校給食の提供を受ける児童・生徒	学校名	四日市市立 学校	<input type="checkbox"/>	新1年生	
	フリガナ		<input type="checkbox"/>	年 組 番	
	名前				
	生年月日	年 月 日生			
	◆給食区分の変更について、次の該当する番号に○をつけて、必要な項目にチェックしてください。				
	1. 次の食品を停止 *複数チェックも可 <input type="checkbox"/> 飲用牛乳 *はっこう乳(停止・停止しない) <input type="checkbox"/> パン <input type="checkbox"/> 米飯 <input type="checkbox"/> 副食 *全て停止する場合のみ		2. 学校給食を停止 3. 学校給食を再開		
	◆給食変更を届け出る理由に○をつけてください。				
	1. 食物アレルギー		2. その他()		

【備考】

- ・この届出の提出により、学校給食費の額が変更となります。
- ・学校提出後、4日目（土曜日、日曜日、祝日等の学校休業日を除く）以降の給食費に反映します。

【学校記入欄】

・給食変更届受領日 年 月 日
 ・給食費反映日 年 月 日

様

四日市市長

四日市市学校給食費納付額決定通知書

年度の学校給食費納付額を次のとおり決定しましたので通知します。納期限までに納付額を納入してください。

1. 給食対象者（児童または生徒等）の名前

2. 納付額と納期限

年額 円

期別	学校給食費	公費負担額	納付額	納期限 (口座振替日)
第1・2期	円	円	円	年 月 日
第3期	円	円	円	年 月 日
第4期	円	円	円	年 月 日
第5期	円	円	円	年 月 日
第6期	円	円	円	年 月 日
第7期	円	円	円	年 月 日
第8期	円	円	円	年 月 日
第9期	円	円	円	年 月 日
第10期	円	円	円	年 月 日
第11期	円	円	円	年 月 日
年間学校給食費	円	円	円	

※ 年間の給食実施回数により年間学校給食費が算定されることから、学校または学年ごとに年間学校給食費の額が異なります。

※ 「公費負担額」とは、生活保護または就学援助の給付対象額を指します。

生活保護または就学援助を受けている期間は、学校給食費を納入する必要はありません。

今回決定した学校給食費納付額の内訳

--

3. 納付方法

口座振替 ・ 納付書

- ・ 口座振替の方法により納入される方は、納期限の日に預貯金口座から引き落としをしますので、その前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ・ 納付書により納入される方は、同封の納付書をもって指定の金融機関またはコンビニエンスストアにて納期限までにお支払いください。

様

四日市市長

四日市市学校給食費納付額決定通知書

学校給食費納付額を次のとおり決定しましたので通知します。納期限までに納付額を納入してください。

1. 納付額

年 月分 学校給食費 _____ 円

今回決定した学校給食費納付額の内訳

1 食単価	給食実施回数			
円	×	回	=	円

2. 納期限

年 月 日

3. 納付方法

口座振替 ・ 納付書

- ・ 口座振替の方法により納入される方は、納期限の日に預貯金口座から引き落としをしますので、その前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ・ 納付書により納入される方は、同封の納付書をもって指定の金融機関またはコンビニエンスストアにて納期限までにお支払いください。

※ 学校給食費について

- ・ 学校給食費は、学校給食に要する経費のうち、食材費相当額をご負担いただくものです。
- ・ 学校給食費の納め忘れにご注意ください。

- ※ この通知は、一定期間内に学校給食を食べた児童生徒、教職員等に対し、学校給食回数分の学校給食費のお支払いをお願いするものです。

様

四日市市長

四日市市学校給食費納付額変更通知書

年度の学校給食費納付額を次のとおり変更しましたので通知します。納期限までに納付額を納入してください。

1. 給食対象者（児童または生徒等）の名前

2. 変更の内容

(1) 変更事由					
(2) 変更前の納付額		年額		円	
(3) 変更後の納付額		年額		円	
(4) 変更後の納付額に係る各期内訳					
期別	納付額	納期限 (口座振替日)	期別	納付額	納期限 (口座振替日)
第1・2期	円		第7期	円	
第3期	円		第8期	円	
第4期	円		第9期	円	
第5期	円		第10期	円	
第6期	円		第11期	円	
			合計	円	

(注) 納付額欄内の右部に*印がある期が納付額に変更があった期です。

- ・口座振替の方法により納入される方は、納期限の日に預貯金口座から引き落としをしますので、その前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ・納付書により納入される方は、同封の納付書をもって指定の金融機関またはコンビニエンスストアにて納期限までにお支払いください。

(教育委員会学校教育課)